

あまみずグリーンインフラ検討委員会 設置要綱

(目的)

第1 都は、気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、「東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）」を策定し、具体的な取組の一つとして、雨水流出抑制に資するグリーンインフラの活用を位置付けた。

その効果や実装に向けた進め方等について検討することを目的に、「あまみずグリーンインフラ検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会では、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 設置に伴う効果等に関すること。
- (2) 実装に向けた進め方に関すること。
- (3) その他、検討委員会の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3 検討委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年以内とする。

2 委員は、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障があるときは、速やかに新たな委員を選任し補充するものとする。なお、新たな委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長の職務及び代理)

第5 委員長は、委員の互選により選任する。

2 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指定するものがその職務を代理する。

4 委員長が認めるときは、別表に掲げる委員以外のものの出席を求めることができる。

5 委員長は、検討のために必要と認めるときは、関係者から意見又は説明を受けることができる。

(オンラインによる検討委員会)

第6 効率的な検討委員会の運営など、委員長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した検討委員会を開催することができる。

(検討委員会等の公開)

第7 検討委員会並びに議事要旨及び検討委員会に係る資料（以下「検討委員会等」という。）は原則として公開とする。ただし、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある、又はその他正当な理由があると委員長が認めるときは、検討委員会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(検討委員会の庶務)

第8 検討委員会の庶務は、東京都都市整備局都市基盤部調整課において処理する。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和7年10月30日から施行する。

別表 あまみずグリーンインフラ検討委員会 委員名簿

(学識委員)

朝日 ちさと	東京都立大学都市環境学部	教授
屋井 裕幸	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会	常務理事
笹川 みちる	特定非営利活動法人雨水市民の会	理事
二瓶 泰雄	東京理科大学創域理工学部	教授
福岡 孝則	東京農業大学地域環境科学部	教授

(敬称略、五十音順)

(行政委員)

東京都都市整備局 都市基盤部長

(オブザーバー)

国土交通省総合政策局環境政策課 課長補佐

政策企画局計画調整部プロジェクト推進課 プロジェクト推進担当課長

都市整備局都市づくり政策部 政策調整担当課長